

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い
定める条例（素案）への意見募集について

【意見募集期間】

平成26年7月21日（祝）～8月11日（月）

練馬区

1 条例制定の理由

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定です。新制度では、保育や教育に関する施設の運営基準や事業の認可基準について、国の基準を踏まえ、区が条例として定めることになっています。

2 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）・・・①
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）・・・②

3 条例制定にあたっての基本的な考え方

区の事業における現在の基準が国の基準と同等である場合や新規事業である場合は、国の基準のとおりとします。一方で、区の基準が国の基準よりも高い場合は、保育の質を確保するため、区の基準を基本とします。

また、条例の制定にあたっては、内閣府令および厚生労働省令において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されており（下表参照）、区ではこの区分に従うことを基本とします。

基準の区分	定 義
従うべき基準	当該基準と異なる内容を定めることは認められないが、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの
参酌すべき基準	当該基準を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの

4 ご意見を募集する条例（素案）

- (1)（仮称）練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（素案）
・・・別紙1

新制度では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が、新たに区による認可事業（地域型保育事業）となります。その認可基準について、国が定める基準（①）を踏まえ、区が条例として定めます。

【地域型保育事業の概要】

地域型保育事業は、原則、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、つぎの4類型があります。

類 型	内 容
家庭的保育事業 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象に、きめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅、その他の場所で保育を行います。
小規模保育事業 (定員6～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 <ul style="list-style-type: none">・ A型（保育所分園に近いもの）・ B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの）・ C型（家庭的保育に近いもの）
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本とする、きめ細かな保育を実施します。
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

(2) (仮称) 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(素案)・・・[別紙2](#)

新制度では、教育・保育施設や事業者について、施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)および地域型保育給付(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の対象となることを、運営に関する基準に基づき、区が確認することになります。その基準について、国が定める基準(②)を踏まえ、区が条例として定めます。

※ これらの基準については、条例で定めることを基本としていますが、その細目については規則等に委任する場合があります。

5 施行期日

平成27年4月1日(予定)

6 募集期間等

(1) 募集期間

平成26年7月21日（祝）～8月11日（月）

(2) 周知方法

図書館、区民情報ひろば（区役所西庁舎1階）、保育計画調整課（区役所本庁舎10階）、区ホームページで周知

(3) 提出方法

①住所、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④素案に対するご意見を明記し、上記期間内に郵送、ファクスまたは電子メールで下記担当へお送りください（様式は自由です）。

【担当】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部

保育計画調整課 整備計画担当係

電話 03-5984-4687

ファクス 03-5984-1220

電子メール hoikukeikaku@city.nerima.tokyo.jp

(4) 意見の公表

いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上、ホームページ等で公表します。なお、個々のご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7 今後のスケジュール

平成26年7月～8月 区民意見反映制度による意見募集の実施

平成26年9月 条例案を平成26年第三回練馬区議会定例会に提出予定

平成27年4月 新制度の開始、条例施行予定